

## 【お知らせ】 建築協定廃止希望書面の受付について

2022年12月5日

佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会

会長 日黒俊彦

会員の皆様には、平素より建築協定運営委員会の活動へのご理解とご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。さて、これまでもご案内させていただきましたように、来年7月29日に有効期間満了を迎える建築協定は、来年1月29日までに会員の過半数の方からの書面による廃止の意思表示がない限り、更に5年間延長されます（4回に限り同様）。6月に実施しましたアンケートの結果は、佐倉そめい野緑地・建築ニュースでもお知らせしておりますが、廃止希望は13.4%となっております。

さて、この度、佐倉市建築指導課のご協力を得まして、下記の要領にて、建築協定廃止意向の書面の受付を行いますので、書面提出をお考えの方は、よろしくお願いたします。

(1)2022年12月5日（月）～2023年1月27日（金）

協定廃止希望申出書の佐倉市役所建築指導課への提出期間

■提出書面（見本）は、添付資料をご参照ください。

提出書面は、佐倉市役所建築指導課の HP(建築指導課／千葉県佐倉市公式ウェブサイト (sakura.lg.jp) 又は建築協定運営委員会の HP(sakurasomeino.com) からダウンロードできますが、下記にてもお渡しいたします。

① 佐倉市役所建築指導課の担当窓口

建築指導課指導班：宮田主査、山岸主査補 484-6169

② 各ブロックの建築のブロック委員

■提出先は、佐倉市役所建築指導課の担当窓口となります。郵送での受付も可能です。

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 佐倉市役所都市部建築指導課  
指導班 宮田 様

■市での受付締め切り後、建築指導課より運営委員会へ提出件数の総数を報告する書面が郵送されます。なお1月28日（土）および29日（日）提出分を合算して、提出件数が過半数に達した場合は、提出書類一式が運営委員会へ引き継がれます。

## 【お知らせ】 建築協定廃止希望書面の受付について

2022年12月5日

■1月27日（金）までの市の担当窓口への提出期間に提出が困難な場合は、2023年1月28日（土）及び29日（日）に関して、建築協定運営委員会での受付も行います。この場合は目黒会長宅へご連絡願います  
（住所：染井野3-13-1 連絡先：090-2304-1362 又は 461-4714）

■提出書類が過半数に達した場合は、確認作業に際して、土地及び建物の登記事項証明書や印鑑登録証等の必要書類の追加提出をお願いすることがあります。

### (2) 2023年1月29日（日）：協定の5年延長又は期間満了（協定廃止）の どちらか成立

■運営委員会で結果の確認を行い、協定を延長する場合は7月28日までに、会長名で市へ延長の書面報告を行います。

### (3) 2023年7月29日（土）：協定の有効期間10年の期間満了日

■協定が5年間延長される場合は、協定廃止希望申出書を提出した会員も加入者全員の合意がないと協定からの脱退は出来ませんので、ご承知願います。

◇ 建築協定からの脱退は、建築協定区域の変更（建築基準法第74条）となるため、建築基準法第70条により参加者全員の合意が必要とされています。

### 【お問合せ先】

- ・佐倉市役所 建築指導課 指導班：宮田主査、山岸主査補 484-6169
- ・建築協定運営委員会会長：目黒俊彦 090-2304-1362 又は 461-4714

※ アンケートでのご意見に関する参考資料も併せてご参照願います。